

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年11月22日 15時00分ごろ
発生場所	北海道余市町余市港北方沖 余市港北防波堤灯台から真方位002° 1.3海里付近 (概位 北緯43° 14.0′ 東経140° 47.0′)
事故の概要	漁船栄進丸は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年3月11日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 栄進丸、0.3トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-129581（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、たこ縄漁の操業を終え、船尾方から波を受ける態勢で帰航中、海水が、船尾の高さ約20cmの舷縁を超えて後部甲板に流入し、同甲板のバッテリーを置いた区画（以下「本件区画」という。）に滞留した。</p> <p>本船は、船長が、船尾部の異常な沈下に気付いて本件区画をのぞき込んだところ、大量の海水が滞留している状況を認め、減速し、ビルジポンプを使って排水しようとしたが、バッテリーが海水に浸かり、同ポンプが使用できず、バケツで海水を排出しながら航行したものの、本件区画への海水の流入が続いて船尾部の沈下が増し、船尾部が完全に沈んで船首部が海面上となり、そのまま転覆した。</p> <p>船長は、船底に掴まったまま、携帯電話で僚船の船長に救助を要請し、来援した僚船に救助された。</p> <p>船長は、操業後の航行中、本件区画のビルジの滞留量が多いことに気付いたものの、バケツで海水を排出すれば、航行に支障はないと思い、航行を続けていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、航行中、船長が、海水が本件区画に滞留しているのを認めたものの、航行に支障はないと思い、航行を続けたことから、本件区画に大量の海水が滞留して船尾部が沈み、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、航行中、船長が、海水が本件区画に滞留してい

	<p>るのを認めたものの、航行に支障はないと思い、航行を続けたため、本件区画に大量の海水が滞留して船尾部が沈み、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本船と同型で同じ大きさ以下の船舶は、海水が舷縁を超えて流入する状況下では航行しないことが望ましい。・ 発航前に船内各空所を点検すること。・ 船内の各空所に海水の滞留を認めた場合には、ビルジポンプ等により排水措置をとること。